除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２７年（へ）第２号
東京都文京区本駒込６丁目14番９号
申立人　株式会社フレーベル館
代表者代表取締役　飯田　聡彦
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月25日
平成28年２月26日　岡崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＡ586663
金額　1,460,367円
支払期日　平成27年７月20日
支払地　愛知県岡崎市
支払場所　岡崎信用金庫本店営業部
振出日　平成27年４月20日
振出地　愛知県岡崎市薮田１丁目１番地12
振出人　株式会社オリバー　取締役社長　大川　博美
受取人　白地
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第９１号
愛知県海部郡大治町大字砂子字堂地853番地
申立人　高取鉄工株式会社
代表者代表取締役　髙取　律男
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月24日
平成28年２月26日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＫ53491
金額　387,702円
支払期日　平成27年12月31日
支払地　大阪府大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行都島支店
振出日　平成27年８月20日
振出地　白地
振出人　株式会社マシン小谷　代表取締役　小谷　悟史
受取人　株式会社エージェンシーアシスト
裏書人　株式会社エージェンシーアシスト　代表取締役　増井　博行
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第９３号
東京都墨田区吾妻橋３丁目11番１号
申立人　株式会社小森コーポレーション
代表者代表取締役　持田　訓
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月25日
平成28年２月26日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＧ76585
金額　991,008円
支払期日　平成28年１月31日
支払地　大阪府大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行布施口支店
振出日　平成27年９月30日
振出地　大阪府大阪市東成区大今里南６丁目２番６号
振出人　株式会社オオヤマ　代表取締役社長　大山　寛之
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第４号
兵庫県三田市志手原梅ノ木1078番地
申立人　小池梱包株式会社
代表者代表理事　小池　慶政
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月25日
平成28年２月26日　尼崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＥ48118
金額　155,938円
支払期日　平成27年11月10日
支払地　兵庫県尼崎市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行尼崎支店
振出日　平成27年７月10日
振出地　兵庫県宝塚市
振出人　株式会社松田ポンプ製作所　代表取締役　松田　一登
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号
兵庫県美方郡新温泉町正法庵366番地
申立人　有限会社山本工務店
代表者代表取締役　山本　新一
申立人代理人弁護士　野崎奈央子
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月22日
平成28年２月24日　豊岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　６通
⑴手形番号　ＢＡ68116
金額　256,800円
支払期日　平成28年２月５日
支払地　兵庫県豊岡市
支払場所　但馬信用金庫出石支店
振出日　平成27年10月20日
振出地　兵庫県豊岡市
振出人　川建工業株式会社　代表取締役　前田　恒利
受取人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ68109
金額　174,300円
支払期日　平成28年１月５日
振出日　平成27年９月24日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑶手形番号　ＹＶ002661
金額　400,000円
支払期日　平成28年１月20日
支払場所　兵庫県信用組合豊岡支店
振出日　平成27年10月15日
振出人　袖長建設有限会社　代表取締役　袖長　孝則
⑶の約束手形の支払地、振出地、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑷手形番号　ＹＶ002662
金額　300,000円
⑷の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑶の約束手形の記載に同じ
⑸手形番号　ＢＡ82232
金額　447,000円
支払場所　但馬信用金庫本店営業部
振出人　株式会社川嶋建設　代表取締役　川嶋　実
⑸の約束手形の支払期日、支払地、振出日、振出地、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑹手形番号　ＢＡ80026
金額　128,000円
支払期日　平成28年１月10日
振出日　平成27年９月20日
⑹の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑸の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１３７６号
東京都中央区新川１丁目１番７号
債務者　株式会社インタープレイ
代表者代表取締役　福井　崇博
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小玉伸一郎
４　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４７６号
東京都豊島区南大塚２丁目10番２号
債務者　日本ランウエル株式会社
代表者代表取締役　志倉　克一
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大月　雅博
４　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７号
青森市大字浜田字玉川211番地11
債務者　青森ケーアイ電商株式会社
代表者代表取締役　今村　薫
１　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂　正俊
４　破産債権の届出期間　平成28年４月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係